

傍線部分は令和四年四月一日に施行することとする部分

二重傍線部分は令和三年十月一日に施行することとする部分

波線部分は令和四年四月一日又は令和三年十月一日に施行することとする部分

一 特許権等の回復要件の緩和

1 外国語の特許出願において、明細書等の翻訳文を所定の期間内に提出することができなかったことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り当該翻訳文を提出することができ、するものとする。

（第三十六条の二第六項及び第百八十四条の四第四項関係）

2 優先権の主張を伴う特許出願において、優先期間内に当該特許出願をすることができなかったことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り当該優先権の主張をすることができるとすること。（第四十一条第一項第一号及び第四十三条の二第一項関係）

(第四十一条第一項第二号及び第四十三条の二第一項関係)

3 特許出願審査の請求において、その請求期間内に当該請求をすることができなかったことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り当該請求をすることができるとすること。

（第四十八条の三第五項関係）

4 特許料の追納において、所定の期間内に当該追納することができなかったことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り当該追納をすることができるとすること。

（第一百十二条の二第一項関係）

5 国際特許出願における特許管理人の選任の届出において、所定の期間内に特許庁長官に対して当該届出をすることができなかったことについて、故意でないと認められる場合には、一定の期間内に限り当該届出をすることができるとすること。

（第百八十四条の十一第六項関係）

6 1から5までに規定する手続をする者が支払う手数料の上限額を定めること。

（別表第十一号関係）

二 特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の創設

特許権侵害訴訟、専用実施権侵害訴訟及び補償金請求訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所

が必要と認めるときに限り、広く一般の第三者に対してその審理に必要な事項について、意見を求めることができ、当該意見を当事者が証拠に活用できる制度を創設すること。

(第六十五条第六項及び第一百五十五条の二の十一関係)

三 審判等の口頭審理等の手続の見直し

審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭審理、証拠調べ又は証拠保全の期日における手続を行うことができるものとする。

(第七十一条第三項、第四百四十五条第六項及び第七項並びに第五百五十一条関係)

四 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

1 特許権の放棄において、通常実施権者の承諾を不要とすること。(第九十七条第一項関係)

2 訂正審判の請求において、通常実施権者の承諾を不要とすること。(第二百二十七条関係)

五 特許料の改定

特許料について、上限額を法定し、具体的な金額を政令で定めること。(第一百七条第一項関係)

六 割増特許料の納付の免除

特許権者が、その責めに帰することができない理由により、所定の期間内に特許料を納付することができないときは、割増特許料の納付を不要とすること。

(第百十二条第二項及び第四項から第六項まで関係)

七 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 実用新案法の一部改正

一 実用新案権等の回復要件の緩和 (第一の一と同旨)

(第八条第一項第一号、第三十三条の二第一項、第四十八条の四第四項及び別表第七号関係)

二 実用新案権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の創設 (第一の二と同旨) (第三十条関係)

三 実用新案登録料の改定 (第一の五と同旨) (第三十一条第一項関係)

四 割増登録料の納付の免除 (第一の六と同旨) (第三十三条第二項、第四項及び第五項関係)

五 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 意匠法の一部改正

一 意匠の実施の定義の見直し

意匠の実施の定義に定める輸入に、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含むものとする。

(第二条第二項第一号関係)

二 意匠登録料等の改定(第一の五と同旨)

(第四十二条第一項並びに第六十条の二十一第一項及び第二項関係)

三 割増登録料の納付の免除(第一の六と同旨)

(第四十四条第二項及び第四項関係)

四 意匠権等の回復要件の緩和(第一の一と同旨)

(第四十四条の二第一項及び別表第三号関係)

五 国際意匠登録出願における新規性喪失の例外の特例

国際意匠登録出願の出願人が、新規性喪失の例外の適用を受けるための証明書を、意匠の国際登録に

関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に定める国際事務局(六において「国際事務局」という。)に

提出することができるものとする。

(第六十条の七第二項関係)

六 国際意匠登録出願の査定方式の特例

国際意匠登録出願の査定の方式について、特許庁長官が登録査定に記載されている事項を国際事務局

に對して通知すること、査定の謄本の送達に代えることができるものとする。

(第六十条の十二の二関係)

七 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第四 商標法の一部改正

一 商標の使用の定義の見直し

商標の使用の定義に定める輸入に、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含むものとする。

(第二条第七項関係)

二 商標権等の回復要件の緩和 (第一の一と同旨)

(第二十条

一条第一項、第四十一条の三第一項、第六十五条の三第三項、附則第三条第三項及び別表第五号関係)

三 商標登録料等の改定 (第一の五と同旨)

(第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一

項及び第七項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項関係)

四 割増登録料の納付の免除 (第一の六と同旨)

(第四十一条の二第六項及び第四十三条第一項から第三項まで関係)

五 国際商標登録出願に係る手続の整備

1 国際商標登録出願の査定の方式について、特許庁長官が登録査定に記載されている事項を標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に定める国際事務局（2において「国際事務局」という。）に対して通知することで、査定の謄本の送達に代えることができるものとする。

（第六十八条の十八の二関係）

2 国際商標登録出願の個別手数料を、国際登録前に国際事務局にまとめて納付しなければならないこととする。

（第六十八条の十九第一項、第六十八条の三十各項及び第六十八条の三十五関係）

六 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第五 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正

一 予納の見直し

特許料等又は手数料の予納について、特許印紙ではなく現金をもってしなければならないとする。

（第十四条第一項及び第二項並びに第十五条各項関係）

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第六 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正

特許協力条約に基づく国際出願に係る手数料のうち、国際調査に関する手数料の上限額を引き上げること。

(第十八条第二項表一及び二関係)

第七 弁理士法の一部改正

一 法人制度の見直し

1 弁理士が設立する法人の名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更すること。

(目次及び本則関係)

2 弁理士の社員一人のみでも法人の設立を可能とすること。

(第二条第七項、第四十三条第一項、第四十七条の三第七項、第五十二条各項及び第五十二条の二関係)

二 弁理士業務の追加

1 弁理士は、特許権侵害訴訟等において、裁判所が広く一般の第三者に対して審理に必要な事項について意見を求めた際に、意見を記載した書面を提出しようとする者からの当該意見の内容（特許法及び実用新案法の適用に関するものに限る。）に関する相談に応ずることを業とすることができるもの

とすること。

(第四条第二項第四号関係)

2 弁理士は、外国の行政官庁等に対する植物の新品種又は地理的表示に関する権利に関する手続に関

する資料の作成等を行うこと及び植物の新品種又は地理的表示の保護に関する相談に応ずることを業

とすることができるとすること。(第四条第三項第二号及び第三号並びに第八条第三号関係)

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第八 附則

一 この法律の施行期日及び検討について必要な規定を設けること。(附則第一条及び第十条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。(附則第二条から第九条まで関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第十一条関係)